

1 新型コロナウイルス感染症対策にかかわって

(1) 後遺症について

ある看護師さんが、職場で感染し、その後も続く倦怠感や頭痛で家事もできず4週間仕事に復帰できなかつたと聞きました。また、あるお母さんは感染後に物忘れが激しくなり認知症のような症状に困っているとのことでした。

厚労省の資料によると罹患後2か月経過時で約7割、6か月以上で約半数に何らかの後遺症があるとのことでした。

後遺症外来がある岡大病院がこの7月に発表した研究では、体内にウイルスが残っていることが後遺症の原因である可能性を指摘しており、適切な対応が必要ではないかと感じました。

岡山市は、市民から相談があれば、かかりつけ医を受診するよう案内していると答弁がありました。後遺症が多くみられる若い世代にかかりつけ医がない場合も多く、岡大受診には紹介状が必要です。コロナに感染すると重症にならない限り、受診を断られることもあり、医療への壁も感じています。

岡山市民の7人に1人が感染しており、多くの方が悩んでいると考えられます。後遺症にかかわる広報と、さまざまな不安に寄り添う後遺症の専用相談窓口が必要ではないでしょうか。せめて市民病院には窓口を開設するべきだと思いますがいかがでしょうか。

(2) 第7波について

ア これまでとは違い同じ軽症でも高熱が続いたという話をよく聞きます。クラスター発生状況や死者数など含め特徴をどのように分析していますか。

イ 介護施設、福祉施設でクラスターが多く発生しました。第7波からは、入居施設で感染が分かっても入院はせず施設内で療養するよう方針転換があり、感染拡大につながっています。ある施設では利用者22人、職員14人が感染しました。それでも施設の中でゾーニングをしたりして特別な感染対策をしながら、24時間の対応が必要です。病院の場合にはコロナ患者に対する加算があるのに、介護医療院を含め、居宅施設でコロナ患者を同じようにケアしても何の加算もありません。それどころか、利用者の制限やクラスター拡大、事業所閉鎖などにつながり、大きな減収になっています。市民病院はコロナ対応で黒字転換したと報告がありました。こんな不公平があるのかとの声があがっています。方針転換に伴う新たな課題をどのように把握していますか。感染がいったん収まりつつある今、実態の聞き取り等を行いませんか。

ウ 高齢者施設等に配布した抗原検査キットは、早く感染者を見つけ対応する上で、大変役に立っているとのことでした。配布はどの範囲にどの程度だったのでしょうか。今後の予定はどうなりますか。

エ また、原則開園である保育園や養護施設、障害者施設も職員に感染が広がると開所自体ができません。検査キットの配布対象拡大と保育士等人員支援の体制構築について検

討できませんか。

オ 第8波の可能性について、どのような変異株が表れても拡大させないことが、医療や福祉現場において大切です。何を準備していくか、お考えをお示してください。

(3) 全数把握をやめる事について

ア 想定されるデメリットは何がありますか。

イ 感染したかも、と思い自分で検査して陽性だった場合からの流れがどう変わるのかお示してください。

(4) 学校での対応について

ア コロナ感染拡大から2年半以上が経過しています。コロナ理由で長期欠席している児童生徒はどれくらいいますか。この間ずっと来ていない児童生徒はどれくらいいますか。

イ オンライン授業の配信を待ち望んでいるとのことでした。いつ始められますか。モデル的にでもすぐに始められるところはありませんか。

ウ 6月議会で取り上げたICT活用による不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いの通知について、8月に更新され発出されています。どのような意図ですか。対象者はどれくらいを想定していますか。

(5) 暮らしの支援について

ア 昨年、県の時短要請協力金を受けた自営業の方が、今年の介護保険料や後期高齢者の保険料が跳ね上がったケースを代表質問で取り上げました。保険料の算定には給付金等を所得とするのに、コロナ減免対象の条件には給付金をのぞくので、実際の事業収入は変わらずとても払えない金額なのにコロナ減免が受けられないという制度矛盾が起きています。この矛盾についてのご所見をお示してください。こういうケースにどう対応できますか。後期高齢者医療制度の場合はどうですか。

イ 退院に向けて準備していた方が、院内感染でコロナにかかり、亡くなったケースがありました。コロナで亡くなった場合、特別な納体袋が必要など、葬儀社の費用がかなり割高になるケースがあるようです。遺族としてはやり切れません。コロナ感染による割増費用について補助する自治体もあります。なんとかならないでしょうか。

ウ 岡山市は、ひとり親等に支給される児童扶養手当で、年に一度の現況届を出す際に必ず面接を求めています。自治体によっては、郵送や電話で対応しています。岡山市の他の手続きでもコロナ理由の郵送対応は柔軟に行っています。児童扶養手当でも例外を認めませんか。国は原則面談を示していますが、例外を認めないとしていますか。

エ 小学校休業等対応助成金の対象期間が延長になっています。第6波以降、子どもの罹患が増えており、休業しなければならない保護者がたくさんいます。個人でも申請できます。生活を支えるうえで大切な制度ですが認知度が低いと懸念します。保護者や企業

にどのように広報していますか。取得状況はわかりますか？

オ 国が、低所得層に新たに5万円を支給することを決定しました。長引くコロナ禍と物価高騰に加え、夏休みが重なって本当に日常生活が圧迫されている声が届きます。いつ頃の支給になりますか。市独自の上乗せを検討していただけないでしょうか。

2 岡山市の斎場運営について

岡山市は、2040年の火葬ピークに必要な火葬炉数について28炉と試算し、事業化していますが、その計算が過大だという事を指摘してきました。以前に示していた24炉の方が、実態に合っています。ちなみに必要炉数の考え方は、一年のうち火葬が集中する日に必要な炉数です。

東山斎場が2019年2月にリニューアルされ20炉から14炉に減りました。しかし、東山の火葬件数は、年間約6,000件で20炉の時から落ちていません。市の試算では、年間約5,000件に減る予定でした。

無理に稼働しているのかということそうではありません。年間6,000件ですから、友引と年末年始の休みを除く稼働日が300日なので、一日平均20件です。炉の数は現在14炉です。1炉につき2回転もしていません。ここは重要です。

予約は、一日24件まで取れるので、予約いっぱいでも一日2回転させる運用になっていません。

一日24件を超え、1日2回転以上させることがあるのは年始くらいです。

現在、試算と1,000件ものずれが出てきているわけです。西大寺斎場のピーク時想定は約900件です。実は、もうカバーできています。

2012年(H24年)に岡山市が試算していたのが最大24炉。当時岡山市は、実際の運用を考慮して、集中日平均火葬数に「2.5」という数値を採用していました。当時の計算で行くと、東山は14炉で約6,000件という数で実態とズレがありません。

ところが、瀬戸内市斎場の協議が始まったと報告がある2012年の翌年2013年に、必要炉数が突如28炉に増えました。使った平均火葬数が「2.5」から「2」に変わっていました。その変更理由の説明は一切ありません。

必要炉数が24炉から28炉に増えたから、東山14炉、北斎場12炉で、瀬戸内に2炉となりました。

岡山市は、もともと西大寺斎場を単独で建て替える予定はなく解体し、将来は東山と北

斎場2炉体制を検討していたと記載がありますから、瀬戸内市からの話に合わせて、数値が変わったと言われても仕方ないタイミングです。

大切なのは、実態に即した場合、最大必要炉数は24炉で足りる可能性が高いという事。

既に、北斎場合わせて26炉あります。ピーク時に岡山市外の利用を合わせて約1万件を想定しています。北斎場の能力は、年間4,000件で計算されていますし、実態に近い計算方法では5,000件以上です。東山と北斎場で十二分に足りるわけです。

現在、西大寺斎場を利用する方の4割は岡山市外の方です。しかも、そのうち瀬戸内市斎場を利用すると岡山市が想定しているのは年間平均383件です。

瀬戸内市斎場は瀬戸内市分2炉、岡山市分2炉の合計4炉の計画ですが、瀬戸内市が単独建て替えをした場合3炉を想定していました。火葬ピークにも5年のずれがあります。岡山市民が瀬戸内市斎場を利用した場合に差額補助を出す方がはるかに合理的で、炉数に余裕があるので岡山市民への利用面でのデメリットはありません。百歩譲っても瀬戸内市に岡山市分2炉は不要です。

以上の経緯を踏まえて、いくつかお伺いします。

(1) 今回の補正予算3100万円余について、想定外の岩盤が出たとのことですが、そもそも、今の場所の選定は瀬戸内市が行っています。岡山市が費用負担する必要はないと思いますがいかがですか。

(2) 瀬戸内市との協定書には、岡山市負担として、上限を10億5千万円とする旨記載があり、その他の条件についての記載はなく超えるべきではありません。今回の補正もその範囲内との答弁がありました。これまでの総額はいくらになっていますか。

(3) 岡山市負担分の毎年1000万円のランニングコストの試算で岡山市民の利用を383件と想定しています。その根拠として近隣の斎場状況をどう踏まえ判断したのかお示ください。

(4) 利用料はどのように設定される予定ですか。両市民と市民外の場合でお答えください。岡山市民に市外利用補助を出した方が合理的になる事態が続く場合が想定されます。運用負担のあり方を見直す機会がありますか。事務委託はどう解消できますか。

(5) 公共事業の手法として、建設する場合としない場合の比較など、検討結果を市民に示すべきだと考えます。瀬戸内市斎場についても、再三、市外利用補助を出した場合との比較を求めてきましたが、示しません。なぜですか。事業決定の手法として疑問が残ります。ご見解をお示ください。